



# 島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 187 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

**告 示****島根県告示第709号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	馬潟港線	松江市八幡町字灘大土手外795番5地先から同番2地先まで	前	メートル A 15.00～ 27.00	メートル 86.00	松江県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B 9.40～ 57.00	80.00	
			後 A 15.00～ 27.00	86.00		

## 島根県告示第710号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	馬潟港線	松江市八幡町字灘大土手外795番5地先から同番2地先まで	メートル 50.00	平成22年 11月30日	松江県土整備事務所	